

入 札 説 明 書

県立病院等消火器及び避難器具保守点検業務

岩手県医療局業務支援課

入札説明書

この入札説明書は、岩手県医療局が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務件名

県立病院等消火器及び避難器具保守点検業務

(2) 業務の仕様その他明細

県立病院等消火器及び避難器具保守点検仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書に記載の各県立病院及び附属地域診療センター等

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県総務部作成の令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「設備の保守管理（消防設備）」において登録を受けていること。
- (3) この公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体の施設において、12月以上の継続する期間を契約期間とした当該業務と同種の契約実績があり、かつ、その業務を誠実に履行した者であること。
- (4) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管

理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

(9) 本業務に次の資格を有するものを配置できること。

- ① 消防法に基づく消防設備点検資格者第1種及び消防設備点検資格者第2種
- ② 消防法に基づく消防設備士第五種及び消防設備士第六種

3 入札参加者に求められる事項

(1) 本件の入札に参加しようとする者は、次の書類を令和7年7月15日(火)午後5時までに14(2)の場所に提出しなければならない。

ア 競争参加資格を証明する書類

(ア) 入札参加資格審査申請書(別紙「様式第1号」) 1部

(イ) 納税証明書(申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)第3条に掲げる税目の納税証明書(広域地方振興局が発行する「様式第111号イ」をいう。)及び消費税の納税証明書(税務署が発行する「その3の3」をいう。)の写し

(ウ) 資本関係・人的関係に関する届出書(別紙「様式第2号」) 1部

(エ) 業務が履行できることの誓約書(別紙「様式第3号」) 1部

(オ) 消火器及び避難器具保守点検に係る履行実績証明書(別紙「様式第4号」) 1部

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出した書類について、岩手県医療局長から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札参加者は、本説明書(仕様書及び別添業務委託契約書案を含む。以下「説明書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。

(5) 提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は、令和7年7月17日(木)午後5時までにFAXにより通知する。

4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社的一方が更生会社等である場合を除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合
- (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる場合
- (5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

- (1) 総価入札とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 入札書は、直接 6 の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
なお、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

6 入札及び開催の日時及び場所

令和 7 年 7 月 23 日(水) 午前 11 時 盛岡地区合同庁舎 5 階医療局会議室

7 入札に関する事項

入札書は、岩手県医療局が示す別添書式により次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印)
- (3) あて名は「岩手県医療局長」とすること。
- (4) 入札金額
- (5) 件名

8 入札保証金 免除

9 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者のした入札書

- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (8) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、最低制限価格制度の最低制限価格から予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち合っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち合いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

12 再度の入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

13 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、医療局財務規程第203条により免除することもあること。
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方の請求書を徴して還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県医療局へ帰属する。

14 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は当該契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。

- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県医療局業務支援課

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号

電話：019-629-6337（直通） FAX：019-629-6369